

## **[事案 29-150] 新契約無効請求**

・平成 30 年 7 月 2 日 和解成立

### **<事案の概要>**

学資保険と誤解して変額保険を契約したことを理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 28 年 1 月に契約した変額保険（終身型）および変額保険（有期型）について、以下の理由により、契約を無効にしてほしい。

- (1) 子の教育資金の準備のために学資保険の契約を希望していることを伝えた上で募集を受けたにもかかわらず、募集人が途中から変額保険の提案をし始めたため、変額保険は学資保険の一種であると誤解した。
- (2) 自分は外国出身で、契約時はまだ外国籍であり、日本語が上手くなかった。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、まず学資保険について説明した後、学資保険以外の保険でも将来の教育資金の用意という目的に適うことを説明し、将来の物価上昇にも対応することができる変額保険を紹介したところ、申立人が興味を示したため、変額保険の説明をした。
- (2) 募集人は、申立人に各種資料を用いて変額保険特有のリスクの説明をした。
- (3) 募集人は、申立人の日本語の理解力に鑑み、説明を理解したか確認しながら面談を進めた。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、契約時の状況を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

#### **2. 裁定結果**

上記手続の結果、申立人が本契約を学資保険と誤解していたとは認められず、仮に誤解していたとしても重大な過失があると認められるが、以下の理由等により、本件は和解により解決を図ることが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

- (1) 募集人は本契約の内容について一通りの説明はしているが、申立人は当時外国籍であり、来日してから約 10 年経過していたとはいえ、複雑な保険商品の内容を、その場で十分に理解できていたか疑問がある。
- (2) 募集人は、学資保険の設計書も 2 種類持参して説明したが、申立人が変額保険に興味を示し、契約する意向を示したので、学資保険の設計書を持ち帰ってしまった。しかし、申立人のニーズや日本語能力から考えれば、募集人としては、変額保険の設計書に加え、学資保険の設計書も申立人に交付し、学資保険と変額保険の比較検討をすることができるよう配慮すべきであった。